

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の
ための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する
議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	議定書の内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	二

一 概説

1 議定書の成立経緯

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税收確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、平成二十一年（二千九百九十九年）十二月以降、平成二十一年（千九百九十九年）二月十九日にクアラルンプールで署名された我が国とマレーシアとの間の現行租税協定（以下「現行協定」という。）の情報交換に係る規定（第二十五条）を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行協定を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十二年（二千九百九十九年）二月十日にプトラジャヤにおいて、日本側堀江在マレーシア大使とマレーシア側アワン第二財務副大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

この議定書は、現行協定の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるものである。これにより、両国間での租税に関する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文三箇条及び末文から成り、その内容は、次のとおりである。

1 現行協定第二十五条を改め、両締約国の権限のある当局が、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。（第一条）

2 現行協定の不可分の一部を成す議定書3の次に3Aを加え、弁護士等が、その職務に関して行う通信に関する情報であって、締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができることについて定める。（第二条）

3 この議定書の効力発生について定める。（第三条）

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の規定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。